

蒸気機関車アイアンホース号への広告掲載及び自動販売機設置事業仕様書

- 1 事業名称 蒸気機関車アイアンホース号への広告掲載及び自動販売機設置事業
- 2 事業目的 総合博物館の来館者サービスとして、館の雰囲気や景観を配慮した自動販売機の設置と広告協賛による事業の充実
- 3 内容 ①蒸気機関車アイアンホース号テンダー（炭水車）側面部への広告掲載及び協力事業
②総合博物館本館の屋内及び屋外展示場における自動販売機設置及び管理
- 4 事業期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日
- 5 開館時間 午前9時30分～午後5時
- 6 休館日 毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は直近の休日）
年末年始（12月29日～1月3日）
- 7 蒸気機関車アイアンホース号運行
4月29日～10月中旬
敷地内「中央駅」から「手宮駅」間（約200m）を3～4往復
- 8 事業の概要
 - ①所在地 小樽市手宮1丁目3番6号
小樽市総合博物館本館の屋内及び屋外展示場（別添図面参照）
 - ②設置費 提案者負担
 - ③自動販売機
 - 規格及び条件
 - (1) 大きさ：設置面積（土台、土台の足、電源接続部、放熱スペース及び回収ボックスの設置面積を含む。）は、2㎡の範囲内とし、高さは2m以内とすること。
 - (2) 環境対策
 - ア）省エネ：「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。
 - イ）ノンフロン：二酸化炭素又は炭化水素等を採用した機種とすること。
 - (3) 販売品目：ペットボトル・缶飲料自販機
お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。
 - (4) 販売価格：標準小売価格以下で販売すること。

(5) 大規模災害時におけるペットボトル・缶飲料の無償提供

大規模な災害が発生した場合に、停電時でも自動販売機のペットボトル・缶飲料を避難者等に対し、無償提供する災害型自動販売機とする。

○遵守事項

(1) 安全対策

ア) 転倒防止：「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守した措置を講じること。

イ) 防犯：硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

ア) 回収ボックスの設置

自動販売機に回収ボックスを併設し、設置者の責任で適切に回収及びリサイクルすること。

イ) 回収ボックスの規格

・素材

プラスチック製又は金属製とすること。

・容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

・その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミが入りにくい構造のものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止に努めること。

(3) 自動販売機の管理運営

ア) 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部、外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

イ) 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時などの連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、釣り銭不足や故障等の苦情があった場合は、即時対応すること。

○使用料 月額 1台 1,500円 （年額 1台 18,000円）

○電気料等

設置者において、各自販機ごとに電気等の使用量を計測する専用メーター（計量

法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）を取り付けるものとし、それにより算出された料金を市が発行する納入通知書により納入する。

○売上状況の報告

売上状況（月別の販売数及び売上金額）について、毎年4月から9月までの分を10月末日までに、11月から3月までの分を4月末日までに報告すること。

○費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置に当たっては、小樽市の指示に従うものとする。

○使用場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して小樽市の確認を受けなければならない。

○自動販売機設置に伴う事故

小樽市の責めに帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

○商品等の盗難及び破損

- (1) 小樽市の責めに帰することが明らかな場合を除き、小樽市はその責めを負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自販機が汚損又はき損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

④広告協賛 自動販売機に関連した協賛広告

蒸気機関車アイアンホース号テンダー(炭水車)の側面(1300mm×2940mm)に、同車両(1909年にアメリカで製造)の雰囲気にもマッチしたデザイン広告を掲載すること。

協賛料：自動販売機の売り上げの10%を下限とする。

⑤その他 工事等が発生する場合の費用等は提案者負担

但し、撤退時には原状に回復のこと

上記以外の協賛・協力事業等

例. 蒸気機関車アイアンホース号のイベント開催時における協力事業等